

令和6年3月1日

会 員 各 位

秩父商工会議所
会頭 西村耕一

「令和6年能登半島地震」義援金のお願いについて（第2次締切）

能登半島地震により犠牲になられた方々に謹んでお悔みを申し上げるとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたび、日本商工会議所を中心に全国の商工会議所が一体となり、被災地の一日も早い復旧・復興を後押しすべく、災害義援金の募集を行うことといたしました。

つきましては、本義援金の趣旨をご理解賜り何卒ご高配の程お願い申し上げます。

記

1. 義援金額： 1口1万円 × 希望口数
2. 募集期間： 4月22日（月）※第2次締切
3. 申込方法： WEB連絡フォーム、または別紙(裏面)FAX用紙にてお申し込みください
 <WEB連絡 Googleフォーム> <https://forms.gle/499SXElvjseLAz6u8>
4. 募金方法： 事前申し込みの上、下記口座に4月22日(月)までにお振込み下さい。
5. 振込先口座： 埼玉りそな銀行 秩父支店（普通） 3514026
 (専用口座) 秩父商工会議所 災害義援金
 ※大変恐縮ですが、振込手数料は貴社にてご負担願います。
6. 寄 贈 先： 被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会
 当所でとりまとめ、日本商工会議所を通じて寄贈いたします。
7. 使 途： 本義援金は寄贈先の被災商工会議所において、主に次の目的のため活用します。
 1. 被災事業者の事業再開、2. 被災商工会議所の再建、3. 観光回復に関わる事業等
8. そ の 他： 1) 本義援金は税制上「一般寄附金」の取り扱いとなります。
 ・個人が義援金を支出する場合 → 所得控除はありません。
 ・法人が義援金を支出する場合 → 一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で
 損金算入が認められます。
 2) 領収書は、義援金を振り込む際の控えをもってかえさせていただきます。
 3) 物資の寄付は受け付けておりません。



<お問い合わせ先> 秩父商工会議所 総務課 〒368-0046 秩父市宮側町1-7

TEL:0494-22-4411 FAX:0494-24-8956 mail:info@chichibu-cci.or.jp

送付先 FAX:0494-24-8956 mail: info@chichibu-cci.or.jp

秩父商工会議所 行

「能登半島地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 口数・義援金額 10,000円 × □ 円
(1口1万円)
2. 貴社名 _____
3. ご住所 _____
4. 代表者役職・お名前 _____
5. ご担当者お名前 _____
6. 電話番号 _____
7. 振込予定日 _____ 月 _____ 日

※ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。

-----W-----
◇参考【一般寄付金】 法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められています。個人の場合、所得控除はありません。

損金算入限度額＝

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1

【計算例】 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算、法人の場合の損金算入限度額
(1,000万円 × 12/12 × 2.5/1000 + 1,500万円 × 2.5/100) × 1/4 = 10万円

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体(区市町村)への募金をご検討いただけますと幸いです。